

個人情報に記載した書類の誤交付について

このたび、当センターにおいて、患者Aに対し、主治医が患者Bの書類（検査票）を誤交付するという事案が発生しました。このような事態を招きましたこととお詫び申し上げますとともに、再発防止に取り組んでまいります。

1 書類に記載されていた個人情報

患者Bの氏名、性別、生年月日、患者ID、診療情報等

2 事案の経過

○令和6年12月12日（木）

- ・外来において、患者Aの診察時に、主治医が患者Aに交付する書類に、プリンタートレイに残っていた患者Bの書類を混入して、患者Aに交付した。
- ・患者Aが帰宅後、患者Bの書類が混入していることに気づき、看護師に電話連絡したことにより、書類の誤交付が発覚した。
- ・主治医が患者B及び患者Bの家族に経緯を説明し、謝罪した。

○12月13日（金）

- ・事務職員が患者A宅に訪問、謝罪するとともに、患者Bの書類を回収した。

3 誤交付の原因

- ・主治医が、患者Bの書類を印刷後、プリンタートレイから速やかに取り出さなかったため。
- ・主治医が患者Aへ書類を交付する際、複数人による複数回の書類の確認を怠ったため。

4 再発防止策

患者の書類を印刷後、プリンタートレイから速やかに取り出すよう注意喚起した。また、患者に書類交付する際、すべての書類の氏名を讀上げて確認することを主治医へ指導した。